

収入印紙

—3万円—

消印しないこと

(関係)

誤った登録を避けるためにも、
申請書は楷書体で丁寧に記入すること。
登録内容に誤りがあった場合、有償での変更
が必要になる場合があります。

単位会受理印

印紙

登録免許税として、3万円分
の収入印紙を貼付すること。

印鑑

申請書その他提出書類に使用
する印鑑は、訂正印を含め、
全て同一のものとすること。

行政書士登録申請書

令和 8年 5月 1日

日本行政書士会連合会
会長 殿

属性

該当する開業形態にチェック
を入れること。

氏名 行政 花子

花子 行政

本法第6条第1項により、行政書士の登録を受けたいので申請します。

本籍

本籍地で取得する身分証明書
のとおり記入。登録も身分
証明書どおりになります。

住所

住民票のとおり記入。登録
も住民票どおりになります。

欄外の(備考)※1に該当
する場合は記入すること

事務所名称

「事務所の名称に関する指針」に
則り、行政書士事務所として誤認
や混同が生じない名称とするこ
と。

事務所所在地

申請書に記入したとおりに
登録されます。
住民票に記載がないビル名等も登
録することが可能です(後に追加登
録する場合は有償)。

欄外の(備考)※2に該当する場合のみ記入すること。

類似資格

登録し、業としている他の資格があれば、○で囲
むこと。なお、「その他」は「会計士補」又は「測
量士補」の場合に限り○で囲み、右欄にどちらか
の名称を記入すること。

その他資格

試験合格以外の資格での登録の際は、
□にチェックを入れ、行政書士法第2条の該当資
格の号数を記入すること。

(備考) ※1. 既存行政書士法人の社員又は使用人となる場合のみ記載すること。

※2. 属性が社員とする場合、事務所所在地が行政書士事務所となる場合のみ記載すること。

注1: 未設立

注2: 現金納

(以下 日本行政書士会)

添付書類	単位会会長意見書		資格を証する書面		誓約書	
	戸籍抄本		職歴の補足資料		法第2条の2第二号証明書	
	住民票		学歴証明書		本人の写真	
	履歴書		合同・共同事務所届出書			

決裁	会長	副会長	委員長	委員		
点検	局長	次長	課長	係長	課員	

受付番号 ()